

## 農地の権利移動・転用をするときは

問 農業委員会事務局(産業経済課内)

- ①耕作目的で農地の売買(所有権移転)をするとき、または賃借権・使用貸借権その他の権利を設定するときは、定められた手続きにより、農地法第3条の許可を受けなければなりません。
- ②農地を農地以外の目的に転用するときは、定められた手続きにより、農地法第4条、第5条の許可を受けなければなりません。
- ③相続等により農地の権利を取得したときは、農業委員会へ届け出なければなりません。

## 農地を農業振興地域から除外するときは

問 産業経済課

農地に農機具格納庫や住宅などを建てる場合には、農地転用の前に農業振興地域の農用地区域から除外する必要があるため、事前に確認と相談をお願いします。  
※必ず除外できるとは限りません

## 鳥インフルエンザについて

渡り鳥の死骸が確認された場合、産業経済課に連絡されるか南加賀農林総合事務所(☎0761-23-1707)へご連絡いただきますようお願いいたします。

## 商工業・勤労者支援

問 産業経済課

融資制度名	対象者・限度額
商工業振興資金利子補給	町内に事業所を有する中小企業 限度額:50万円
制度名	対象者・限度額
中小企業設備投資促進助成金	町内事業所に当該貸与に係る設備を設置した者 限度額:60万円
販路開拓支援事業費奨励金	町内の中小企業団体等、町内に本社事務所又は工場等を有し、同一事業を引き続き1年以上営む者 限度額:国外30万円、県外20万円、県内10万円
創業・起業地域活性化事業費補助金	町内に事業所等を新築、取得又は借受する個人 限度額:町内での起業25万円、町外からの移住及び町内での起業50万円

## 川北町商工会

川北町字吉ツ屋93番地(サンアリーナ川北内)  
☎076-277-2133 FAX076-277-2733

### ▶商工会とは

商工会は多くの事業者の方々とともに歩む地域のビジネスパートナー。相談は原則無料、秘密は厳守です。一度、ざっくばらんにお話ししてみませんか？

#### ①創業・起業・経営上の困りごとがある

- ・経営指導員が相談をお受けし、必要に応じて専門家を派遣します。
- ・様々なテーマの講習会や講座を開催しています。
- ・経営が厳しい事業所には中小企業診断士等の、商工調停士が相談に応じます。

#### ②事業資金を借りたい

- ・低利な融資制度の紹介、日本政策金融公庫や地元金融機関への橋渡し、融資書類の作成をお手伝いします。

#### ③助成金の情報を知りたい

- ・国や県、市町の助成金制度についてご案内するとともに、申請書類の作成をお手伝いします。

#### ④税務申告や記帳の手伝いをしてほしい

- ・委嘱税理士による相談窓口を開設
- ・記帳指導担当者が記帳のつけ方をアドバイスします。
- ・記帳機械化システムによる経理事務をお手伝いします。

#### ⑤従業員を雇用したので、労働保険に加入したい

- ・労働保険に関する届出・保険料の申告・納付事務を代行します。

このほか地域の活性化・賑わい創出、産業振興等のための様々な活動も行っています。また、費用をご負担いただくサービス、会員限定のサービスもありますので、詳しくはお問い合わせください。

